

《 農業用使用済プラスチック回収事業 》

をご利用ください！

鶴田町農業用プラスチック適正処理推進協議会

環境保全が社会的に重視される中、「農業用使用済プラスチック」は、法律により事業者である農業者が自らの責任において適正に処理（委託可能）することが義務付けられています。

また、その処理基準についても規定されており、『**野外での焼却や不法投棄・野積みなどの行為は、罰則または行政処分の対象**』となります。

そこで、町農業用プラスチック適正処理推進協議会では、つがるにしきた農業協同組合が農家から委任を受け処理業者との委託契約や廃棄物管理票の事務手続きを代行する『**農業用使用済プラスチック回収事業**』を行っています。

農業生産環境の保全、および鶴田産農産物のイメージアップを図るため、ぜひ『**農業用使用済プラスチック回収事業**』をご利用ください。

なお、処理を希望される方は、下記委任状に記入・押印のうえ、搬入の際に提出してください。

記

1. 受付日時 令和6年9月11日（水）・12日（木）の2日間
午前9時から12時まで 午後1時から4時まで

2. 受付場所 つがるにしきた農業協同組合 鶴翔統括支店

3. 処理対象 農業用使用済プラスチック類（※詳細は裏面をご覧ください）
※原則として、つがるにしきた農業協同組合から購入したものに限りません。
洗浄が不十分など汚れている場合、受付いたしません。
ダンボールに入っているものは、移し替えて持参してください。

4. 処理料金 80円／1kg当たり（消費税込み）

◆ 問い合わせ先：鶴田町 農業振興課 生産振興係 Tel 22-2111（内線292・297）
つがるにしきた農業協同組合 鶴翔統括支店 Tel 22-2428

✂ ----- キリトリ線 ----- ✂

農業用使用済プラスチック処理に係る委任状

令和6年 月 日

つがるにしきた農業協同組合 鶴翔統括支店長 殿

【住所】鶴田町大字 _____ 字 _____ 番地

【氏名】 _____ (印)

【電話】 _____ (携帯電話でも可)

私は、つがるにしきた農業協同組合に農業用使用済プラスチック処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の事務手続き等を委任いたします。

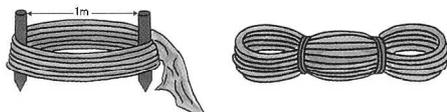
※農業協同組合記入事項

○処理数量： _____ kg

○処理品目：フィルム 反射シート 肥料袋・農業空袋 その他（ _____ ）

農業用使用済プラスチックは 適正に処理しましょう！

■処理対象となる農業用プラスチック

種類	事前に行うこと	梱包方法
ハウス用被覆資材 トンネル用資材 マルチ用資材 内張カーテン	土、砂、木片、金属などを取り除く。	塩化ビニールとポリ系フィルムに分別する。杭に巻き付けるなどして10～15kgに縛り、同種類のものをひもにして2か所を結束する。 
肥料袋 農薬空袋	完全に使い切る。 袋内を水できれいに洗淨する。	塩化ビニールとその他に分別して十字に縛るか、 <u>透明なゴミ袋へまとめて入れる。</u> 
農薬プラボトル	完全に使い切る。 キャップを外し、容器内を水できれいに洗淨する。	<u>透明なゴミ袋に入れる。</u> 

※原則として、つがるにしきた農業協同組合から購入したものに限ります。
洗淨が不十分など汚れている場合、受付いたしません。

■農業用プラスチックの野焼きや野積みは法律で禁止されています！

農業用プラスチックをみだりに焼いたり野積みにはすることは、環境に大きな影響を与えるおそれがあります。絶対にやめましょう。

農業用プラスチックの野焼きや野積みは、法律によって禁止されています。違反した場合は【5年以下の懲役又は1,000万円(法人1億円)以下の罰金】が科せられます。

■農業用プラスチックの回収に参加しましょう！

町農業用プラスチック適正処理推進協議会では、農業協同組合と協力して地域の農業用プラスチックの回収に取り組んでいます。

料金は、持ち込んだ農業用プラスチックの重さに応じて農家の皆さんの負担となりますが、鶴田町の豊かな自然を守り安全で安心な農産物を消費者に届けるため、農家の皆さんのご協力をお願いいたします。